

○障がいのある方が利用できる主な制度

資料 1

項目	制度の概要	障害の種類			利用者負担
		身体	知的	精神	
自立支援医療 (更生医療)	障がいの軽減や、機能回復に必要な手術等の治療に対して支給します。	○ (記載のある障害名のみ)	—	—	・原則1割負担 ・課税状況に応じ 上限月額を算定
自立支援医療 (育成医療)	障がいのある児童の生活能力を得るために必要な手術等の治療に対して支給します。	○ (記載のある障害名のみ)	—	—	・原則1割負担 ・課税状況に応じ 上限月額を算定
自立支援医療 (精神通院)	精神に疾患がある方で継続的に通院が必要な場合、通院医療に対して支給します。	—	—	○	・原則1割負担 ・課税状況に応じ 上限月額を算定
重度心身障害者医療費	医療保険による給付が行われた医療費に対して助成します。	○ (重度)	○ (重度)	○ (重度)	・住民税非課税世帯自己負担なし（初診時一部負担金のみの負担） ・住民税課税世帯自己負担1割
補装具費	障がいの程度により、補装具を支給します。 例）車イス・補聴器・義足・義肢 等	○ (記載のある障害名のみ)	—	—	・原則1割負担 ・課税状況に応じ 上限月額を算定
日常生活用具	障がいの程度により、日常生活用具を給付します。 例）ストマ用装具・小規模な住宅改修 等 ※介護サービス優先	○ 基準あり	○ 基準あり	○ 基準あり	・原則1割負担 ・課税状況に応じ 上限月額を算定
障がい者福祉施設交通費	障がいのある方が福祉施設に通所する際に交通費を助成します。 ・公共交通機関(バス・JR)使用 自己負担の2分の1を助成 ・自家用車を使用 最短の距離を計算し往復分を助成	○	○	○	
重度肢体不自由者等交通費	町内に居住する身体障害者手帳を所持している方で、自家用車等を所有している場合、ハイヤー券を交付します。 ※基本料金相当額 年24枚	○ (重度)	—	—	

○障がいのある方が受け取ることのできる手当

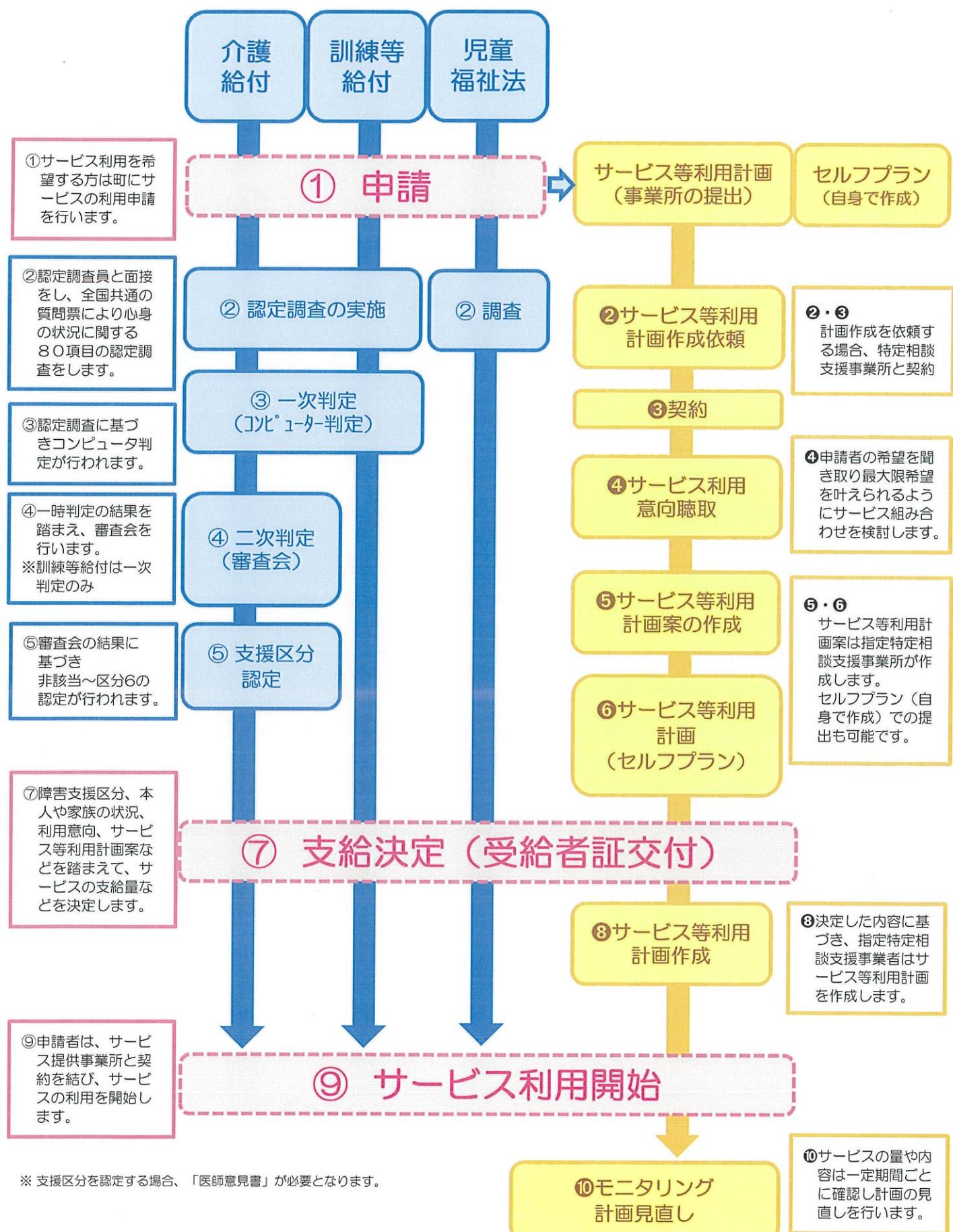
項目	制度の概要	障害の種類			支給額 ※H30.4~
		身体	知的	精神	
特別障害者手当	20歳以上で、日常の生活において常時特別な介護を必要とする程度の障害のある在宅の方に支給されます。	○ (重度)	○ (重度)	○ (重度)	特別障害者手当 26,940円
障害児福祉手当	常時特別の介護を必要とする程度の障害がある20歳未満の在宅の方に支給されます。	○ (重度)	○ (重度)	○ (重度)	障害児福祉手当 14,650円
特別児童扶養手当	一定以上の障害のある児童（20歳未満）と同居し養育している保護者に支給されます。	○ (重度)	○ (重度)	○ (重度)	特別児童扶養手当（1級） 51,700円 特別児童扶養手当（2級） 34,430円

※全ての手当に所得制限があり、前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

○福祉サービス制度(児童福祉法)について

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅での介護、外出時の移動中の介護等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動が難しい人に移動の援護、代筆や代読をなどの支援、排せつや食事等の介護その他外出の際に必要な援護を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避すための支援、外出する際の支援を行います。
	重度障害者包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを組み合わせて提供します。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。
訓練等給付	自立訓練（機能・生活）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	自立生活援助	定期的に利用者の居宅に訪問し、生活の課題や体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡をします。
	就労支援移行	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などで就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための必要な訓練を行います。
	就労定着支援	企業や自宅等への訪問や来所により、生活リズム、家計や体調管理などに関する問題解決に向け、必要な連絡調整や指導、助言等の支援を行います。
	共同生活援助（G H）	共同生活を行う住居で、相談・入浴・食事の介護やそのほかの日常生活の援助を行います。 ※従来の共同生活介護（C H）は共同生活援助（G H）へ一元化されました。
計画相談	相談支援	相談員が生活に対する意向や悩みを聞きながら利用計画を作成し、障害福祉サービスの事業者と連絡調整を行います。
児童福祉法	児童発達支援	通所利用の未就学の児童が利用し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流を促進します。
	医療型児童発達支援	通所利用の上肢、下肢又は体幹機能に障害(肢体不自由)のある児童が利用し、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のため訓練等を継続的に提供します。
	保育所等訪問支援	今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

◎ 福祉サービスの利用について



資料2

第5期豊富町障がい福祉計画及び第1期豊富町障がい児福祉計画策定委員会設置要綱 (設置)

第1条 この要綱は、第5期豊富町障がい福祉計画及び第1期豊富町障がい児福祉計画(以下「福祉計画」という。)を策定するため、第5期豊富町障がい福祉計画及び第1期豊富町障がい児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
(組織)

第2条 委員会は、7人の委員で組織する。

- 2 委員会は、各関係機関、障害者関係団体及び障害当事者の保護者等、その他町長が必要と認める者で構成構成し、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、の策定完了時までとする。

(運営)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

(報酬等)

第4条 委員の報酬等は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成11年条例第5号)を準用するものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、町民課が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月6日から施行する。

附 則(平成27年1月28日府達第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年1月19日府達第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

資料3

「第5期豊富町障がい福祉計画及び第1回障がい児福祉計画策定委員会」委員名簿

No.	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
1	千葉 浩	社会福祉法人 サロベツ福祉会 サロベツマイハート副施設長	委員長
2	高橋 則行	社会福祉法人 豊富町社会福祉協議会 事務局長	副委員長
3	白石 久美子	社会福祉法人 豊富町社会福祉協議会 居宅介護事業所 サービス提供責任者	
4	保村 尚美	社会福祉法人 豊富町社会福祉協議会 特定相談支援事業所 相談支援専門員	
5	水戸部 輝美	主任児童委員・人権擁護委員 地域活動支援センターでい 指導員	
6	小澤 芳則	障がい当事者の保護者 (日中活動系サービス利用)	
7	中野 宏美	豊富町母子通園センター「コアラの会」 在宅保育士	

事務局	町民課長	大川 徹
	町民課社会福祉係長	鈴木 裕子
	町民課社会福祉係主査	松田 能央
	町民課社会福祉係主事	相澤 里奈

資料 4

諮問第1号

平成30年 2月16日

第5期豊富町障がい福祉計画及び
第1期豊富町障がい児福祉計画
策定委員 委員長 様

豊富町長 工 藤 栄 光

諮 問

第5期豊富町障がい福祉計画及び第1期豊富町障がい児福祉計画策定委員会設置要綱に基づき、下記の事項について、貴策定委員会に諮問します。

記

第5期豊富町障がい福祉計画及び第1期豊富町障がい児福祉計画
(2018(平成30)年度から2020(平成32)年度)の
策定について

平成30年 3月23日

豊富町長 工 藤 栄 光 様

第5期豊富町障がい福祉計画及び
第1期豊富町障がい児福祉計画
策定委員会

委員長 千 葉 浩

第5期豊富町障がい福祉計画及び第1期豊富町障がい児福祉計画の
答申について

平成30年2月16日付けで諮問のありました第5期豊富町障がい福祉
計画及び第1期豊富町障がい児福祉計画（平成30年度～平成32年度）
の策定について、本町における現状及び課題を整理しながら慎重に審議を
重ねた結果、本策定委員会として別紙のとおり策定いたしましたので、答
申いたします。